

平成 29 年 3 月 10 日参議院予算委員会

○委員長（山本一太君） 次に、松沢成文君の質疑を行います。松沢成文君。

○松沢成文君 無所属クラブの松沢成文です。

受動喫煙防止対策について伺います。

総理が施政方針演説で受動喫煙防止対策を徹底するというふうに訴えました。今回、厚労省案が出たわけですが、残念ながら一部議員から反対論が噴出しておりました、多くの国会議員にその目的が理解されていないようにも思います。

厚労大臣、ここでもう一度、今回の健康増進法改正案の目的と意義について力強く訴えていただきたいと思えます。

○国務大臣（塩崎恭久君） 我が国は、これまで、平成十五年から十四年間にわたりまして、健康増進法、これに基づいて施設の管理者に受動喫煙防止の努力義務というのを課してまいりました。要は、その自主的な取組にお任せをしてきたわけでありまして、たばこを吸わない国民が、今もう国民の八割を超えているにもかかわらず、いまだ約四割の方が飲食店などの公共の場で受動喫煙を受けている現状がございまして、また、受動喫煙を受けなければ亡くならず済んだ方が少なくとも年間一万五千人はいるだろうと、こういう推計もございまして。

我が国は、たばこの規制に関する世界保健機関枠組条約、F C T C の締約国でございまして、WHOからは、屋内全面禁煙義務の法律がないために、受動喫煙対策については世界最低レベルという分類になってございます。

WHOの調査によりますと、既に四十九か国が飲食店も含めた公共の場を屋内完全禁煙にしておりまして、中国北京以降のオリンピック開催国あるいは開催都市、すなわちカナダ、英国、ロシア、ブラジル、全ての飲食店をそれらの国では、公共の場で罰則付きの屋内禁煙ないしは敷地内禁煙というふうになっています。

今年一月の、今お触れがありました施政方針演説で安倍総理からも受動喫煙対策の徹底という明確な姿勢の表明がございました。こうした中で、三月一日に厚生労働省が基本的な考え方の案というのを示したわけでありまして、それが今コメントあったとおりのこととございます。

その具体的な内容としては、まず、プライベート空間は規制対象外

ということであります。しかし、公共の場について、施設や場所の性質を十分に考慮をして、限定した場所で禁煙としているわけございまして、これによって我が国の位置付けは、WHOの四段階の分類は最低レベルから一ランクだけ、一ランクだけ上がると、こういうことでございます。

喫煙の自由は、当然、公共の福祉に反しない限りは認められるものであるわけでありますが、飲食店も含めた公共の場において、国民の八割を超える非喫煙者や妊娠をされている方、子供、あるいはがん患者、ぜんそく患者、外国人、いわゆるサイレントマジョリティーの方々の健康が喫煙者の喫煙の自由よりも後回しにされているという状態はやはり看過できないのではないかというふうに思います。

現在、飲食店への規制について、大変御心配をいただいているわけでありますが、現状として、飲食店では、受動喫煙によって妊婦あるいは子供、患者等が利用できる飲食店等の選択肢が狭まっていることに加えて、職場の歓送迎会とかあるいは取引先との接待とか、あるいは従業員の皆さん、アルバイトの大学生、高校生、こういった方々が望まない受動喫煙、今、嫌々受動喫煙とでもいいでしょうか、これが起きているということでもあります。

また、規制によって飲食店の経営あるいは喫煙動向などについて御心配の向きがございしますが、飲食店の経営については、規制を導入した諸外国でいろいろな分析をしております。それを見ますと、ほとんどの調査では、レストラン、バー等の経営に影響はないというふうになっております。それから、喫煙率についても、米国、英国、韓国など、受動喫煙防止のための規制導入の前後で特に喫煙率に変化があったわけではございませんし、また、税収に対する影響もそれほど大きくなるのではないかと推察をされるわけでもあります。

二〇二〇年に東京オリンピック・パラリンピック、そしてその前年にはラグビーのワールドカップがあるわけでありまして、また、受動喫煙規制が当然と感じていらっしゃる外国の方々がこれからどんどん増えてくるわけでありますので、来日が予想される中で、そういった方々へのおもてなしの観点からも、御理解をいただきながら、受動喫煙の対策の徹底の法案を、今国会の提出に向けて全力を挙げてまいりたいと思っております。

[○松沢成文君](#) 今御指摘がありましたように、この法案の目的の一つは、東京五輪に向けて国際基準の受動喫煙防止対策を実現することだと聞いています。

なぜ東京五輪に向けてこうした対策が必要なのか、五輪担当大臣、分かりやすく御説明いただきたいと思います。

○国務大臣（丸川珠代君） ありがとうございます。

二〇二〇年の東京オリンピック・パラリンピック競技大会、また前年のラグビーワールドカップの開催というのは、スポーツを通じて健康増進に取り組む契機となるものと考えております。そうした大会の機会を捉えて受動喫煙防止対策を講じることは、国民の健康増進を図る観点から重要であると考えます。

I O CとW H Oは二〇一〇年に、身体活動を含む健康的な生活習慣を選択すること、全ての人々のためのスポーツ、たばこのないオリンピック及び子供の肥満を予防することを共同で推進することについて合意をしており、近年のオリンピックの開催地では、罰則を伴う受動喫煙防止対策を講じています。また、同じく二〇一〇年には、W H Oが定めたたばこのないメガイベントのためのガイドというのがございます。この中では、受動喫煙の防止を主目的として、多数の人々が関与し、テレビ放映等により巨大な影響を持つスポーツや文化などのメガイベントにおいて、イベントの施設内を禁煙とすることや、敷地内でのたばこ販売、広告の禁止などについて、イベントの主催者や開催地政府に努力が求められています。

そのため、平成二十七年十一月に閣議決定したオリパラ基本方針においても、健康増進の観点に加え、近年のオリンピック・パラリンピック競技大会開催地における受動喫煙法規制の整備状況を踏まえつつ、競技会場及び公共の場における受動喫煙防止対策を強化するとしており、今国会での安倍総理の施政方針演説では、三年後に迫ったオリンピック・パラリンピックを必ず成功させるとして、受動喫煙対策の徹底という方針を示されたところです。

健康増進について国民の間で意識を高めて進めていくということはレガシーの一つでありまして、それに資する施策が実効性を持って担保されることは重要だと考えております。引き続き、厚生労働省を始めとする関係省庁と連携をして、しっかり取り組んでまいりたいと存じます。

○松沢成文君 皆さん、配付した資料を見ていただきたいと思います。これは厚労省案と自民党のたばこ議連案の比較表であります。赤が一番厳しく、それで白はほとんど規制なし、効果なしということですね。

先ほども言いましたが、安倍総理は、今国会の施政方針演説で、受動喫煙対策を徹底すると訴えました。

そこで、所管する大臣に伺いたいと思います。

まず、文科大臣ですが、小中高大の学校施設などは文科省の所管ですけれども、受動喫煙対策がより徹底しているのはどちらの案でしょうか。そして、大臣は厚労省案に賛成いただけますでしょうか。

○国務大臣（松野博一君） 自民党たばこ議連の案については詳しく伺っているわけではないため比較は困難ではありますが、配付資料を見る限り、厚生労働省案の方がより強化された内容になっているのではないかと思います。

一方、受動喫煙防止対策に対しいろいろな御意見があり、与野党を問わず、国会においても様々な議論が行われていることは承知をしております。

今後、政府内での調整も行われるものと承知をしておりますが、このため、どちらの案について賛成かについてはコメントを控えさせていただきますと思いますが、全国の国公立の小学校、中学校、高等学校を対象にした調査によりますと、学校敷地内の全面禁煙措置を講じていると回答した学校の割合は、平成十四年四月の四五・四%から平成二十四年四月には八二・六%へと大きく高まっており、学校における受動喫煙防止対策は着実に実施されてきていると考えております。

小中高等学校は特に健康上の配慮を要する児童生徒等が日常生活を送る場であり、他の施設と比較してより厳しい対応が求められるものと考えております。受動喫煙防止対策については今後政府内での調整が行われるものと承知をしております、文部科学省としては関係団体の意見も踏まえつつ対応してまいりたいと考えております。（発言する者あり）

○委員長（山本一太君） 委員長から閣僚の皆様に申し上げます。

答弁はできる限り簡潔にお願い申し上げます。

○松沢成文君 これで見ると、バス、タクシー、鉄道などの公共交通機関やホテル、旅館などは国交省の所管ですが、対策がより徹底しているのはどちらの案でしょうか。国交大臣は厚生労働省案に賛成をいただいただけますでしょうか。

○国務大臣（石井啓一君） 私どもも自民党たばこ議連の案は詳しくは承知をしておりますませんが、今委員から配付していただいた資料を見ますと、厚労省案の方が厳しい案になっているかと存じます。

そこで、先日、厚生労働省から各省に対して基本的な考え方の案、厚生労働省案の提示があったと報告を受けてございます。国土交通省といたしましては、今回の厚生労働省案につきまして、所管する業界

団体等へ情報提供を行ったところでございますが、これら業界等の意見を踏まえつつ、その社会的影響や効果を勘案して、政府案の取りまとめに向け適切に対応してまいりたいと存じます。

厚生労働省案への賛否については、今調整過程でございますので、現段階ではお答えできないことは御理解を賜りたいと存じます。

○松沢成文君 劇場などのサービス施設、飲食店の一部は経産省の所管ですが、対策がより徹底しているのはどちらの案でしょうか。そして、経産大臣は厚労省案に賛成をいただけますでしょうか。

○国務大臣（世耕弘成君） 国民の健康への影響を考えれば、受動喫煙対策をしっかりとやっていくということは重要だというふうに認識しています。ただ、お尋ねの両案の比較については、まさに現在検討中ということでありますので、どちらに賛成というのはお答えは控えさせていただきますと思います。

経産省としては、今回の対策案について、特に企業、特にその中でも中小零細企業へどういう影響が出るのか、そこら辺は注視をしながら、政府案の取りまとめに向けて適切に対応してまいりたいと思います。

○松沢成文君 たばこ行政全般を所管するのは財務省であります。安倍総理大臣の対策徹底の方針を受けて、財務大臣は厚労省案に賛成をいただけますでしょうか。

○国務大臣（麻生太郎君） 今初めて見たので、何とも答えられませんが。

それから、政府におきます受動喫煙でしたっけね、防止対策強化の取組には協力してまいりたいと考えております。

○松沢成文君 厚労大臣、まだ関係閣僚にも余り理解がいないと思うんですね。まず国会議員を説得すると同時に、関係閣僚、消極的な方も何かいそうですので、適切に対応しますというよりも、厚労省案が一番効果が出ると、そして、総理も徹底しようと言っているんだから、これでみんな閣議決定まとめようじゃないかと、しっかりとやっていただきたいと思います。

今回の受動喫煙防止対策というのは、総理の対策徹底の方針を受けて、内閣官房に対策チームをつくって、各省庁が集まって、そして厚労省が事務局となって法案を作ってきたんです。その意味では、内閣挙げての法案なんですよ。

厚労大臣、この総理の徹底方針にのっかって法案をまとめて閣議決定をし、今国会に上程するという方針を貫くということによろしいで

すね。

○国務大臣（塩崎恭久君） 先ほども申し上げたように、総理の施政方針演説の中で受動喫煙対策の徹底という言葉が入って、その基本的な姿勢を明らかにされているわけでありますから、我々はそれを受け、しかし、当然のことながら、私ども、自民党の中も、そして与党の中も、そしてまた国会の中も、そして何よりもやはり国民の皆様方にこの重要性をよく御理解をいただけるように、私ども厚生労働省一丸となって汗をかかないといけないというふうに思っております。

ただ、その際に大事なことは、先ほど申し上げたとおり、国民の八割を超えるたばこを吸わない皆さん方、それから妊娠をされている女性、子供さん、あるいはがんの患者、あるいはぜんそくの患者、そしてまた外国人の皆様方、こういったさっき申し上げたサイレントマジョリティーの皆さん方の声をしっかりと聞きながら、そして、もちろんたばこを吸う権利には配慮をしながら、しかし、その喫煙の自由がこういった先ほど申し上げたサイレントマジョリティーの方々の今度権利を後回しにするようなことがないようにしていけないというふうに思います。

いずれにしても、各省庁ともしっかりと協力をしながら、答えを出すために一層汗をかいていきたいと思っておりますし、今国会での法案提出に向けて全力を挙げていきたいと思っております。

○松沢成文君 大臣、WHOの方針は禁煙ですからね、分煙は駄目だと言っているわけですから。でも、まあしようがない、一部分煙は認めるとしても、もうこれ以上例外をたくさんつくっていったら受動喫煙の実効性が上がらないんですね、防止対策の。みんな、ここはまあしようがない、オーケー、ここもオーケーにしよう、そうしたら受動喫煙対策進まないじゃないですか。もう是非ともここはこれ以上譲らないでくださいね。

自民党の議連の皆さんは、もうここも例外にしろ、ここは分煙にしろ、ここでいいじゃないかと。みんなそうやってなし崩しになっちゃうんですよ。そうしたら、法律作ってもざる法です。是非ともここは頑張っていたきたいと思っております。

そのためには……

○委員長（山本一太君） 松沢君、時間が終わっておりますのでまとめてください。

○松沢成文君 ええ。

麻生大臣始め、たばこを担当していますから、しっかりと説得して

いただいて、総理の徹底方針に基づいて今国会に法案を提案していただきたい。私たちもしっかりと応援をしていきたいと思います。よろしくをお願いします。

以上です。

○委員長（山本一太君） 以上で松沢成文君の質疑は終了いたしました。（拍手）